【受託候補者の選定方法、結果の通知方法、通知時期、公表について】

1 選定方法

提出書類を基に、最も高い評価を得た提案を行った者を、受託候補者として選定します。

※ 必要があればプレゼンテーションを実施します。

2 評価基準

審査は、次頁の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。このうち、第1順位の提案を行った応募者を受託候補者として選定します。ただし、同点の場合は、市内中小企業に該当するものを上位とします。なお、応募事業者が1事業者のみの場合で、各項目の合計点が60点を下回るときは、受託候補者として選定しません。(評価基準について)

評価項目	評価のポイント
提案内容(50点)	・ 業務内容を十分に理解したうえでの的確な企画提案である
	か。
	・ 提案書の内容が、独創的で有益な企画提案であるか。
	・ 提案書の内容が,実現性の高いものであるか。
	・ 京都市政について十分理解したうえでの企画提案か。
資料作成能力	・ 的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。
(10点)	
実施体制(15点)	・ 仕様書(提案用)に定められた業務を安定的に実施するこ
	とができる実施体制か。
業務実績(10点)	・ これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実
	施した実績があるか。
見積金額	・10 点×(全受託希望者の中の最低提案価格)/(受託希
(10点)	望者の提案価格)。
	※小数点以下は四捨五入する。
市内の中小企業	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かど
(5点)	うか。
	※該当する場合は5点

3 審査員

総合企画局プロジェクト推進室長 総合企画局プロジェクト推進第二課長 総合企画局総合政策室政策総務課長

4 選定結果の通知,公表

選定結果については、令和元年7月上旬頃、書面により提案者へ通知します。提案者へ通知後、受託候補者、その他の提案者及び評価点について、公表します。

5 選定されなかった理由の説明

選定されなかった場合は、その理由について、4の通知を受領した日から休日を 除く7日以内に、書面を提出することにより説明を求めることができます。

回答は、説明を求めることができる最終日から起算して休日を除く7日以内に、書面により回答します。